

# 原発の津波対策 綱渡り

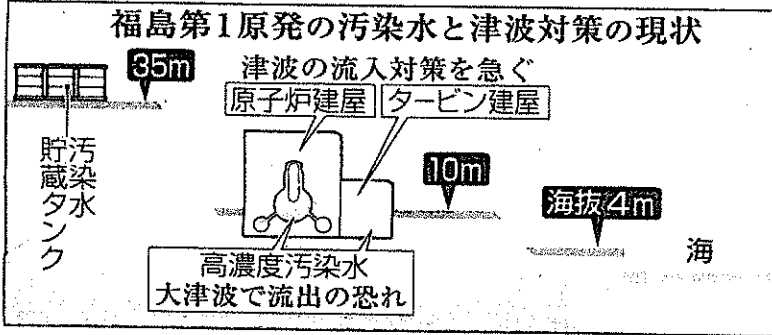
東京電力福島第一原発では、現場の高い放射線量や他の廃炉作業との兼ね合いから、本格的な防潮堤を建設できていない。東電は、

津波が敷地に入り込むことを前提に、高濃度汚染水がたまる1-4号機の原子炉建屋地下などへの海水流入防止対策を優先せざるを得ず、綱渡りの状態が続く。

建屋地下には計約七万八千トンの汚染水がたまっており、原子力規制委員会は、建屋に流入した津波にさらわれ、海洋に大量流出することを最も懸念。「いつまでもリスクの高止まりは許

されない」（更田豊志委員長代理）として、速やかに抜き取り、浄化処理を進めるよう求めている。

東電は現在、東日本大震災並みの高さ約一五メートルの津波に備え、十層の地盤に設置されている建屋の開口部



をふさぐ工事を進めている。ただ、1-3号機の原子炉建屋は特に放射線量が高く、工事の方法から検討する必要があり、完了時期は見通せていない。

東電は二〇一一年六月、震災の影響で日本海溝の外側で発生し、津波を引き起こす恐れがある「アウターライズ地震」に備え、十二〜十四層の仮設防潮堤を設置したが、敷地南東部に限られる。

再稼働を目指す各地の原発では、津波対策を厳格に求めた新規規制基準に基づき、防潮堤の新設やかさ上げが進められた。福島第一原発に到達する津波の高さを新基準に沿って計算すると、約二六メートルにも達するが、第一原発の津波対策の現状は、これに対応するにはほど遠い。